

米子市議会における新型コロナウイルス感染症への対応方針

1 趣旨

この方針は、米子市議会議員（以下「議員」という。）が行う新型コロナウイルス感染予防策及び議員又はその家族が、感染症を発症した場合などの取扱いについて定めるものとする。

2 感染症予防策

議員は、次により感染予防に努めるものとする。

- (1) 手指の消毒、手洗い及び咳エチケットの徹底
- (2) マスクの着用
- (3) 会派控室等の換気
- (4) 近距離での接触制限（ソーシャルディスタンスを取るとともに、電話、メール等を積極的に活用）
- (5) 3密（密閉、密集、密接）の回避
- (6) 定期的な検温など、平常時における健康状態の把握
- (7) 都道府県をまたいだ不要不急の移動を自粛

3 感染が疑われる場合

- (1) 議員は、発熱等の風邪の症状がみられる場合は、自宅療養するものとする。
- (2) 議員は、議員又はその家族が次のいずれかに該当する場合は、「西部地区発熱・帰国者・接触者相談センター（米子保健所内）（以下「相談センター」という。）に相談するとともに、議会事務局（以下「事務局」という。）に申し出るものとする。
 - ① 高熱等の強い症状がある場合
 - ② 強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある場合
 - ③ 味覚・臭覚に違和感がある場合
 - ④ 重症化しやすい人（※）で発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある場合
（※）高齢者、糖尿病、心不全、呼吸器疾患（慢性閉塞性肺疾患等）の基礎疾患がある人や透析を受けている人、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている人
 - ⑤ 上記以外の人で、発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が4日以上続く場合

4 相談センターに相談後、医療機関を受診した場合

議員は、上記3(2)の場合で、相談センターに相談し、医療機関を受診したときは、その結果を事務局へ報告するものとする。なお、議員又はその家族が検体を採取された場合は、事務局へ報告するものとする。

5 感染が判明した場合

議員は、議員又はその家族の感染が判明した場合は、保健所等の指示に従い行動し、速やかに事務局に報告するものとする。また、保健所等から連絡、指示があった場合は、その都度、事務局へ報告するものとする。

6 濃厚接触者とされた場合

議員又はその家族が、保健所から濃厚接触者とされた場合は、保健所等の指示に従い行動し、速やかに事務局へ報告するものとする。また、保健所等から連絡、指示があった場合は、その都度、事務局へ報告するものとする。

7 対策本部への問い合わせ及び情報提供について

議員は、新型コロナウイルス感染症への迅速な対応に影響を与えかねないことから、直接、「米子市新型コロナウイルス感染症対策本部」及び市担当課への問い合わせ等を行わず、事務局を通すこととする。

事務局は、「米子市新型コロナウイルス感染症対策本部」及び市担当課から情報提供があった場合は、速やかに議員へ報告するものとする。